

**子どもを取り巻くインターネットの現状に関する調査研究**

**インターネットトラブル事例集**



## はじめに

現代社会は高度情報通信社会と呼ばれ、携帯電話やパソコンからいつでもどこでも、気軽にインターネットに接続でき大変便利になっています。

その反面で、様々なネット犯罪やトラブルが起き、それに子どもたちが巻き込まれるケースが増加しています。また、子どもが被害者だけでなく加害者になるケースも出ています。

この「インターネットトラブル事例集」は、子どもを持つ保護者の方、小中学校の先生、インターネットトラブルに日々対応されている専門家の方から、アンケートやヒアリングを通じて、実際に身近で起きたネット犯罪やトラブルの事例を集め、そこから代表的な事例を挙げるとともに、その対処法と予防法を紹介したものです。子どもに伝えるべきこと、また、そのために大人が知るべきことをまとめています。

この事例集から、無用なトラブルを回避するための知識を深め、指導に活かしていただくことで、子どもたちがより安全に楽しく、よりよいコミュニケーションのためにインターネットを利用できる一助になれば幸いです。

### 事例のアイコンについて

本書で紹介する事例には、それぞれの特徴を踏まえて以下のようなアイコンをつけています。



**最近件数が増えている事例**



**深刻な問題になりやすい事例**



**犯罪につながる恐れがある事例**

## I N D E X

### 1. 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ

- 1-1 学校裏サイトでの誹謗中傷
- 1-2 プロフ（自己紹介サイト）でのいじめ
- 1-3 メールによるいじめ
- 1-4 なりすまし投稿によるいじめ

### 5. 誘い出しによる性的被害や暴行行為

- 5-1 出会い系サイトで知り合った人からの性的脅迫
- 5-2 プロフやコミュニティサイトで知り合った人からの説明出し・脅迫
- 5-3 掲示板への投稿から個人情報を特定され暴力行為に発展

### 2. ウィルスの侵入や個人情報の流出

- 2-1 パソコンのコンピュータウイルスの感染
- 2-2 プロフからの個人情報流出による嫌がらせ
- 2-3 個人情報流出による脅迫事件

### 6. ネット依存による健康被害

- 6-1 ゲーム依存により日常生活に悪影響
- 6-2 ケータイ依存により情緒不安定に

### 3. インターネットショッピングをめぐるトラブルと不当請求

- 3-1 大人名義のクレジットカードの無断使用
- 3-2 インターネットショッピングでのトラブル
- 3-3 無料ゲームサイトでのトラブル
- 3-4 不当請求（ワンクリック請求など）

### 7. 犯行予告等

- 7-1 児童生徒に危害を加えるという犯行予告
- 7-2 掲示板で特定の個人に嫌がらせ

### 4. 著作権法等の違反

- 4-1 ゲームソフトの違法ダウンロード
- 4-2 楽曲の違法ダウンロードとコピーの配布

# 1-1 学校裏サイトでの誹謗中傷

書き込みやメールでの  
誹謗中傷やいじめ

学校裏サイト(注)への誹謗中傷の書き込みが、いじめの一端となっています。

児童生徒は、不特定の人が見ているサイトに悪口などを書き込まれ、大きなショックを受けます。また、誰が書き込んだのか分からぬことが多いので、心に大きな不安感を抱きます。

(注) 学校の公式サイトとは別に立ち上げられたサイトのこと。誹謗中傷表現や暴力表現など多くのサイトで見られます。

多  
深



中学3年生(女子)のAさんとBさんは、部活の友人同士。いつもお互いに競いあいながら、練習に励んでいました。

ある日、Aさんは学校裏サイトをのぞいて見たところ、自分の悪口が書かれていることを知りました。

しかも、悪口を書いたのは、部活の仲間のBさんであることがわかつて、Aさんは大きなショックを受けてしまいました。

## (1-1) 事例の解説と気をつけること

書き込みやメールでの  
誹謗中傷やいじめ

### 学校裏サイトでの誹謗中傷の事例

#### 【解説】

学校裏サイトには、特定の児童生徒がいじめのターゲットにされて根拠のない誹謗中傷が書き込まれることがあり、いじめから自殺に発展するケースもあります。

平成20年の調査で確認された「学校裏サイト」は全国で38,260件あり、このうち約2,000件の書き込み内容を調べたところ、「キモイ」「うざい」などの誹謗・中傷表現が50%のサイトに、「死ね」「消えろ」「殺す」などの暴力表現も27%のサイトに見られました。

(出典) 青少年が利用する学校非公式サイト等に関する調査(平成20年3月:文部科学省)

### 気をつけること

- 書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考え、相手を傷つけるような言葉は使わないようにしましょう。
- 文字によるコミュニケーションは、相手の表情や身振りが見えないので、対面のコミュニケーションと比較して感情や真意が伝わりにくいことがあるので気をつけましょう。
- インターネット上で発信した情報は、多くの人に瞬時に広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。このようなインターネットの特性を理解して使いましょう。
- いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は、保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するようにしましょう。保護者や教師は、子どもがいつでも相談しやすい環境をつくるとともに、子どもの様子から心の変化やいじめの兆候を早く察知するよう努めましょう。

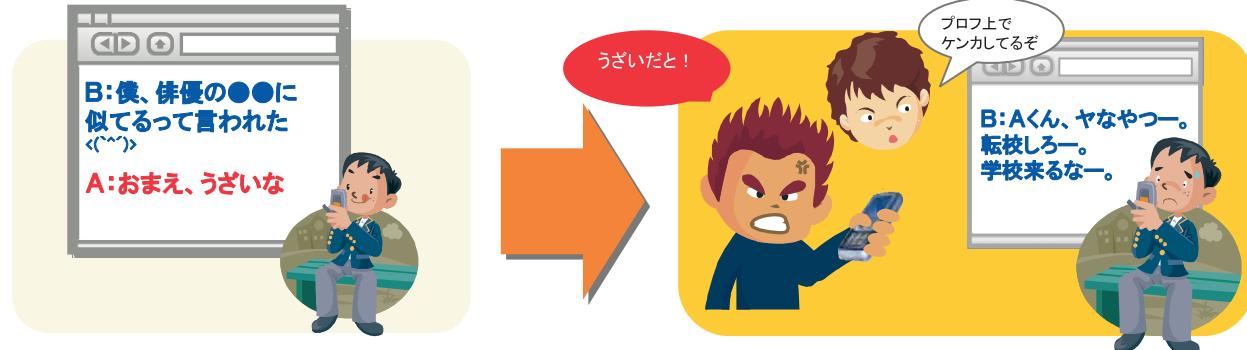
## 1-2 プロフ（自己紹介サイト）でのいじめ

書き込みやメールでの  
誹謗中傷やいじめ

プロフ（自己紹介サイト）で身のまわりに起きた出来事を発信したり、友だちのプロフに書き込んだりしている児童生徒が増えています。

最大手のプロフサイトのユーザー数は平成21年9月時点で約560万人おり、**利用者増**に伴い、書き込みがもとになったトラブルも数多く発生しています。

多  
深



小学6年生（男子）のAくんは、友だちとお互いのプロフにコメントを書いています。

ある時、Aくんはいつものやり取りの中で軽い冗談のつもりで、Bくんのプロフに「うざい」と書き込んでしまいました。

Aくんが書き込んだ内容に怒ったBくんは、他の友だちにも連絡をして、**Aくんのプロフにきつい言葉で文句を書き込みました。**

それを読んだAくんは落ち込んで、学校に行けなくなってしまいました。

### (1-2) 事例の解説と気をつけること

書き込みやメールでの  
誹謗中傷やいじめ

プロフでの不用意な発言によりトラブルになった事例

#### 【解説】

子どもたちが、軽い冗談のつもりで書き込んだ言葉でも、相手をひどく傷つけてしまうことがあります。特に、プロフなどの短い言葉でのコミュニケーションは、書き手が意図した以上に受け手には「きつい言葉」に感じられるため、注意が必要です。

調査によると、中高生でプロフを公開したことのある生徒の割合は、中学2年生で13%、高校2年生で44%である一方、自分の子どもがプロフを公開していると思う保護者は、中学2年生の保護者で7%、高校2年生の保護者で16.5%と、子どもの実態と保護者の認識との間で開きがあります。

（出典）子どもの携帯電話等の利用に関する調査（平成21年5月：文部科学省）

#### 気をつけること

1. 軽い冗談のつもりで書き込んだ言葉でも、相手をひどく傷つけてしまうことがあります。書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。
2. インターネット上で発信した情報は、多くの人に瞬時に広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。また、インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。これらのインターネットの特性を理解して使いましょう。
3. 書き込んだ内容が悪質である場合は、犯罪行為となることがあります。インターネット上に、他の人の誹謗中傷を書き込んではいけません。
4. 保護者や教師は、児童生徒が見たり作ったりしているプロフがどのようなものか、携帯電話やパソコンで確認してみるのもよいでしょう。

# 1-3 メールによるいじめ

書き込みやメールでの  
誹謗中傷やいじめ

中高生のコミュニケーション手段として、メールが使われるようになるとともに、いじめの手段としてメールが使われるようになっています。

メールによるいじめは、周囲の人々に分かりにくいため、陰湿化しやすいのが特徴です。

多  
深



中学2年生（男子）のAくんは、学校の先輩から変なポーズを取るように強要されました。恥ずかしいからと何度も断ったのですが、断り切れずにそのポーズをとったところ、写真に撮られて、多くのクラスメートや先輩にメールで送られてしました。

写真付きメールを受け取った何人かは、Aくんを知らない人にも転送していました。

その後、Aくんのところにはクラスメートや先輩から「そんな人とは思わなかった」などと書かれたメールがひっきりなしに送られるようになりました。全く知らない人からも同じようなメールが届くようになりました。

Aくんは、メールの着信音が鳴っても、怖くてメールを読むことができなくなり、友だちとメールを楽しむこともできなくなりました。

## (1-3) 事例の解説と気をつけること

書き込みやメールでの  
誹謗中傷やいじめ

メールがいじめの手段に使われた事例

### 【解説】

メールによるいじめは、学校だけでなく家に帰ってからもメールが一方的に次々と送りつけられるため、逃げ場がなくなります。また、メールの文章は過激になりがちなので、相手に与える精神的ダメージが大きくなります。

教師を対象にした調査によると、児童生徒の携帯電話に関する相談のうち「携帯電話のメールを利用したいじめに遭っている」と答えた人は小学校で15.8%、中学校で41.2%を占めます。

（出典）モバイル社会白書2007（平成19年7月：NTTドコモ モバイル社会研究所）

### 気をつけること

- 否定的なメールが頻繁に届くことで、メールの受け手は送り手の想像以上に傷つきます。相手を傷つけるような言葉は使わないなど、相手の気持ちをよく考えましょう。
- 文字によるコミュニケーションは、相手の表情や身振りが見えないので、対面のコミュニケーションと比較して、感情や真意が伝わりにくいことがあるので気をつけましょう。
- いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は、保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するようにしましょう。保護者や教師は、子どもがいつでも相談しやすい環境をつくるとともに、子どもの様子から心の変化やいじめの兆候を早く察知するよう努めましょう。

## 1-4 なりすまし投稿によるいじめ

書き込みやメールでの  
誹謗中傷やいじめ

掲示板やブログなどの公開型のサイトに、友だちや架空の人物になりすまして書き込みをするなど「なりすまし投稿」によるいじめが行われています。

深  
犯



学校内で、ある生徒の教科書がなくなる事件が起こりました。中学3年生（女子）のAさんは、クラスメイトと犯人探しをしていました。

Aさんは、Bさんを犯人と思い込み、学校のブログに、Bさんになりすまして「私がやった」と語った内容の犯行声明文を書きこみました。

その結果、Bさんは一方的に犯人になつりあげられてしまいました。しかし、実際にはBさんは犯人ではありませんでした。

Bさんはクラスメイトを信用できなくなってしまい、誰とも会話しないようになってしまいました。

## （1-4）事例の解説と気をつけること

書き込みやメールでの  
誹謗中傷やいじめ

一方的な思い込みから「なりすまし投稿」をした事例

### 【解説】

特定の人物になりすまして、インターネット上で身勝手な発言や活動をすることは、その人物の信用を傷つけ、名誉を著しく傷つけます。相手の名誉を傷つけた場合は、名誉棄損で訴えられることがあります。法律で罰せられます。

児童生徒は、サイトに書き込んでも誰が書いたか分からぬと思っている場合がありますが、悪質な誹謗中傷の場合、警察は、サイトの運営会社（運営者）に協力を依頼し、どのコンピュータから書き込んだのか、誰が書き込んだのか、特定することができます。

### 気をつけること

- 書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考え、相手を傷つけるような言葉は使わないようにしましょう。
- インターネット上で発信した情報は、多くの人に瞬時に広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。また、インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。これらのインターネットの特性を理解して使いましょう。
- 書き込んだ内容が悪質である場合は、犯罪行為となることがあります。インターネット上に、他の人の誹謗中傷を書き込んではいけません。
- インターネット上でいわれのない誹謗中傷をされた場合は、保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するようにしましょう。

## 2-1 パソコンのコンピューターウィルスの感染

ウイルスの侵入や  
個人情報の流出

パソコンにセキュリティ対策を行わなかったため、子どもがアクセスした不正サイトからウイルスに感染してパソコンが動かなくなったり、個人情報が盗まれたりする被害が起こっています。

多



小学5年生（男子）のAくんは、友だちの間で流行しているオンラインゲームの裏技や攻略法を無料でダウンロードできるサイトがあることを聞きました。

サイトにアクセスしたのですが、特に問題なくゲーム攻略法がダウンロードできたので、ウイルスに感染したことには気づきませんでした。

しかし、実際にはAくんのパソコンはウイルスに感染して、オンラインゲームのIDとパスワードが盗まれてしまいました。翌月、オンラインゲームの会社から多額の請求が届いて、初めてAくんはそれに気がつきました。

Aくんは、このゲーム攻略法サイトを別の友だちにも教えたので、友だちのパソコンもウイルスに感染てしまいました。

### (2-1) 事例の解説と気をつけること

ウイルスの侵入や  
個人情報の流出

気づかぬうちに不正サイトにアクセスしウイルスに感染した例

#### 【解説】

セキュリティ対策が不十分なパソコンでは、ウェブサイトを閲覧するだけでウイルスに感染し、さらに、気づかぬうちに家族や知人のパソコンにも広がる可能性があります。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によると、平成22年1月には、1日に2,000件を超えるウイルスの感染が検出されています。最近は、気づかぬうちに悪意あるウェブサイトに誘導したり、ウェブサイトを閲覧するだけで感染してしまうコンピューターウィルスが増えています。

#### 気をつけること

1. ウィルスは、パソコン内の「ウイルスの侵入を許してしまう弱点（ぜいゆうてん）」を悪用して侵入します。近年のウイルスは、パソコン画面の見た目では感染していることが分からないものが多くなっています。
2. ウィルスに感染すると、名前や住所、電話番号などの個人情報が盗まれて悪用されたり、クレジットカード番号が盗まれて多額の請求が届いたりします。また、自分のパソコンだけでなく、周囲の人や他の多くの人のパソコンにも感染を広める恐れがあります。
3. ウィルス対策ソフト等を活用し、新種のウイルスにも効果が出るように、常に最新の定義ファイルに更新することが大切です。

## 2-2 プロフからの個人情報流出による嫌がらせ

ウイルスの侵入や  
個人情報の流出

プロフ（自己紹介サイト）に安易に自分の名前や学校名といった個人情報を記載してしまったために、他の人に利用され、嫌がらせを受けるなどの被害が起こっています。



中学1年生（女子）のAさんは、携帯サイトのプロフに熱心に書き込みをしています。

親友と撮ったプリクラがとてもうまく撮れていたので、携帯サイトのプロフに載せました。その際、プロフに自分の名前や中学校名も一緒に書いてしまいました。

数日後に、Aさんは、自分の学校の生徒が出会い系サイトに出ていると友だちから聞き、そのサイトを見てみると、Aさんのプリクラが掲載されました。

しかも、本当ではないことや、自宅の電話番号まで、一緒に書き込まれてしまいました。

その結果、自宅に嫌がらせの電話が毎日かかるようになり、学校や家の近くで不審な人を見かけるようになりました。

## (2-2) 事例の解説と気をつけること

ウイルスの侵入や  
個人情報の流出

安易に個人情報を発信したため被害にあった事例

### 【解説】

児童生徒は、自分の友だちしか見ていないと思いこみ、プロフに個人情報を掲載してしまうことがあります。しかし、プロフで発信した情報は世界中の人が見ることができるため、個人情報を掲載することは非常に危険です。

中学生のプロフ利用が増えています。文部科学省の調査では、中学2年生の45.4%が「他人のプロフやブログなどを見ている」と回答、13.9%が「自分のプロフを公開している」と回答しています。  
(出典) 子どもの携帯電話等の利用に関する調査(平成21年5月:文部科学省)

### 気をつけること

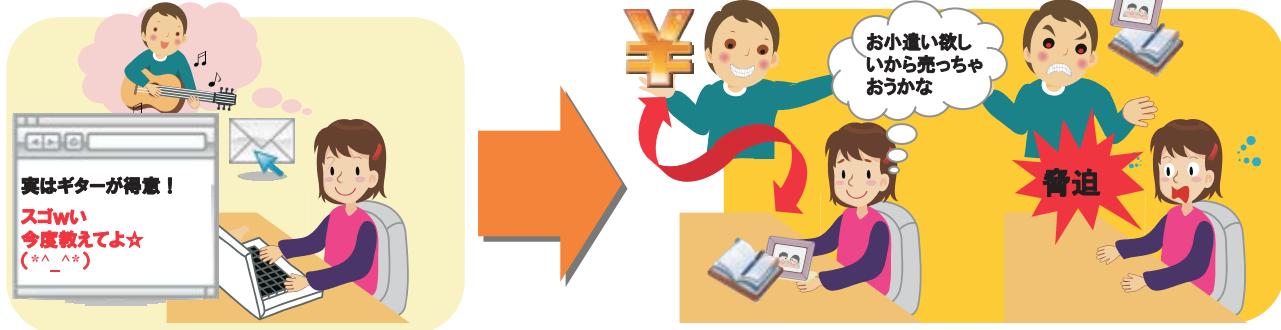
- 自分や友だちに関する情報をインターネットで発信することは常に危険が伴います。プロフなどに、名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報や写真を掲載しないよう指導を徹底しましょう。これは、自分の情報だけでなく友だちの情報でも同様です。
- トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するようにしましょう。
- 保護者や教師は、児童生徒が見たり作ったりしているプロフがどのようなものか、携帯電話やパソコンで確認してみるのもよいでしょう。

## 2-3 個人情報流出による脅迫事件

ウイルスの侵入や  
個人情報の流出

個人情報を悪意のある他者に利用されて、金銭を要求されるなどの脅迫事件が起こっています。

深  
犯



中学3年生（女子）のAさんは、音楽のホームページの「メル友になりませんか」というメッセージを見て連絡して、メル友になりました。

1ヶ月ほどして「靴下1万円、顔写真2万円、生徒手帳3万円で売ってほしい」といわれ、お小遣い欲しさに売ってしまいました。

生徒手帳に、学校名、名前、写真が入っていたため、相手から「裸の写真を送れ。送らないと今までお金を稼いでいたことをばらすぞ」と脅迫されました。

Aさんは警察に相談して犯人は逮捕されました  
が、事件となつたことで周囲に迷惑をかけてしま  
いました。

### (2-3) 事例の解説と気をつけること

ウイルスの侵入や  
個人情報の流出

個人情報流出による脅迫の事例

#### 【解説】

インターネット上で親しくなっても、見知らぬ人に自分や友だちの個人情報を知らせることは危険です。メル友になって親近感や安心感を増すうちに、信用して個人情報などを明かすようになり、悪意のある誘い出しや脅迫などの犯罪に発展することがあります。

全国の中学生（3,716人）を対象とした調査では、携帯電話保有者（1,704人）のうち、3.9%が「自分の個人情報や写真などを無断で掲載された」、2.3%が「ネットで知り合った人と実際に会った（または会いそうになった）」と回答しています。高校2年生では、携帯電話保有者（3,429人）の5.1%が「自分の個人情報や写真などを無断で掲載された」と回答しています。

（出典）子どもの携帯電話等の利用に関する調査（平成21年2月：文部科学省）

#### 気をつけること

1. インターネット上に書かれていることは、必ずしも事実とは限りません。メールのやり取りだけで相手を信用することは大変危険です。
2. プロフなどに、名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報や写真を掲載しないなど、自分や友だちに関する情報の扱いについての指導を徹底しましょう。
3. トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するようにしましょう。
4. 特に女子児童生徒は、見知らぬ人と知り合ったために、性的犯罪など取り返しのつかない事件に巻き込まれる可能性があるため、特に注意しましょう。

### 3-1 大人名義のクレジットカードの無断使用

インターネットショッピングをめぐるトラブルと不当請求

インターネットではクレジットカード番号を使って簡単にショッピングができるため、子どもが保護者に無断でクレジットカードを利用して購入してしまうなどのトラブルが起こっています。

多



小学5年生（男子）のAくんは、ある時、インターネットでゲームソフトや音楽などのコンテンツを購入できる「ポイント制度」があることを知りました。

新しいゲームソフトが欲しかったので、父親にお願いして、そのポイント制度を利用してゲームソフトを買ってもらいました。

後日、どうしてもまた新しいソフトが欲しかったので、以前登録した父親のクレジットカードの番号を無断で使って、ポイントを買ってしまいました。

また、残ったポイントを友だちにあげてしまいました。

その後、父親に無断でクレジットカードを使ったことを知られ、厳しく怒られました。

### (3-1) 事例の解説と気をつけること

インターネットショッピングをめぐるトラブルと不当請求

子どもが保護者名義のクレジットカードを不正利用した事例

#### 【解説】

インターネット上の多くの取引では、クレジットカード番号と有効期限を入力すれば、簡単に商品を購入することができます。クレジットカードの会員規約には、盗難などは盗難保険などで支払いを免除する制度が定められていますが、家族が使用したときは認められない場合が多くあります。

また、カードの名義人にはカードの管理責任があり、保護者には子どもの監督責任があります。

ソフトウェアやコンテンツを購入できるポイント制度やクレジットカードでの決済は、その手軽さから子どもたちはお金としての認識が薄いことがあります、「現実のお金」と同じ価値があります。

#### 気をつけること

- 子どもが商品を購入する際は保護者に必ず相談する、子どもだけでインターネットショッピングをしないなど、ショッピングに関する家庭のルールを子どもと話し合って決めましょう。
- 保護者は、子どもが無断でクレジットカード情報を使用しないよう指導するとともに、クレジットカード情報の管理を徹底しましょう。
- 子どもが使うパソコンや携帯電話には、アクセス制限サービス（フィルタリング機能）を活用し、子どもが安易にショッピングできないようにしましょう。
- インターネットショッピングでクレジットカードやポイントで支払いをすることは、現実のショッピングで「お金」を支払うことと同じであることを理解させましょう。

## 3-2 インターネットショッピングでのトラブル

インターネットショッピングをめぐるトラブルと不当請求

インターネット上のショッピングサイトの情報を信用して、お金を払ったにも関わらず、商品が送られてこないといった被害が起こっています。

多



中学2年生（男子）のAくんは、友だちから、ゲームを通常よりも安い値段で購入できるサイトがあることを聞きました。

インターネットで見る限り、評判が良いようでした。

Aくんは、インターネットショッピングは初めてでしたが、そのサイトは値段も安く、お小遣いで足りる金額だったので、購入することにしました。

お金を振り込んだ後、商品を発送することでしたが、お金を払ったにもかかわらず、商品はなかなか送られませんでした。

Aくんは、そのサイトに何度もメールをしても返事が返ってこないので、サイトに記載されていた番号に電話をしてみると、その番号は使われていない状態っていました。

### (3-2) 事例の解説と気をつけること

インターネットショッピングをめぐるトラブルと不当請求

インターネットショッピングでの代金詐取の事例

#### 【解説】

インターネット上のトラブルの中でも、ショッピングでのトラブルは、詐欺／悪徳商法、名誉棄損／誹謗中傷に次いで多いものです。インターネットホットライン連絡協議会によると、平成21年は全体で725件のうち70件（9.7%）のショッピングトラブルに関する相談がありました。

（出典）平成21年月別メール相談項目月別件数（平成21年1～12月；インターネットホットライン連絡協議会）

ショッピングサイトが信頼できるかどうかは、子どもはもちろん大人でも判断は難しく、インターネット上の情報だけに頼るのは危険です。

#### 気をつけること

- 子どもが商品を購入する際は保護者に必ず相談する、子どもだけでインターネットショッピングをしないなど、ショッピングに関する家庭のルールを子どもと話し合って決めましょう。
- ショッピングサイトの指定口座、名前、メールアドレス、住所（私書箱）、固定電話番号を確認するようにしましょう。また、支払いは後払いが可能かどうかを確認するようにしましょう。
- 申込をした証拠を残すため、申込時の確認画面や受付確認メールなどを保存するようにしましょう。
- 子どもが使うパソコンや携帯電話には、アクセス制限サービス（フィルタリング機能）を活用し、子どもが安易にショッピングできないようにしましょう。
- トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するようにしましょう。

### 3-3 無料ゲームサイトでのトラブル

インターネットショッピングをめぐるトラブルと不当請求

無料で利用できるオンラインゲームで遊んでいる間に、アイテムが有料であることに気づかず購入してしまったため、高額の請求をされてしまうトラブルが子どもの中でも多く起こっています。

多  
深



中学1年生（女子）のAさんは、母親と一緒に携帯電話からアクセスして、**無料のオンラインゲームサイト**で遊んでいました。

アイテムの購入は**有料であることを知らずに**、アイテムを何百個と購入してしまったために、15万円も請求されました。

後で、アイテムの購入については有料との記載があったことを知りましたが、**登録するときには気がつきませんでした。**

結局、アイテムの購入費を払わざるを得ないことになり、Aさんの家庭では、支払いに困りました。

### (3-3) 事例の解説と気をつけること

インターネットショッピングをめぐるトラブルと不当請求

オンラインゲームのすべてが無料と勘違いしてしまう事例

#### 【解説】

携帯電話やパソコンから無料でアクセスできるオンラインゲームに人気があります。**無料**といつても、武器などのアイテムやアバター（ウェブ上のキャラクター）などを購入すると、**高額**になってしまうことがあります。

平成21年に全国の消費生活センターに寄せられたオンラインゲームに関する相談の約4割（273件）は、**無料オンラインゲーム**での高額請求に関する相談です。また、オンラインゲーム契約者の年齢が20歳未満の相談が110件あり、そのうち小学生が51件と半数近くを占めています。

（出典）相談件数（平成21年12月；国民生活センター）

#### 気をつけること

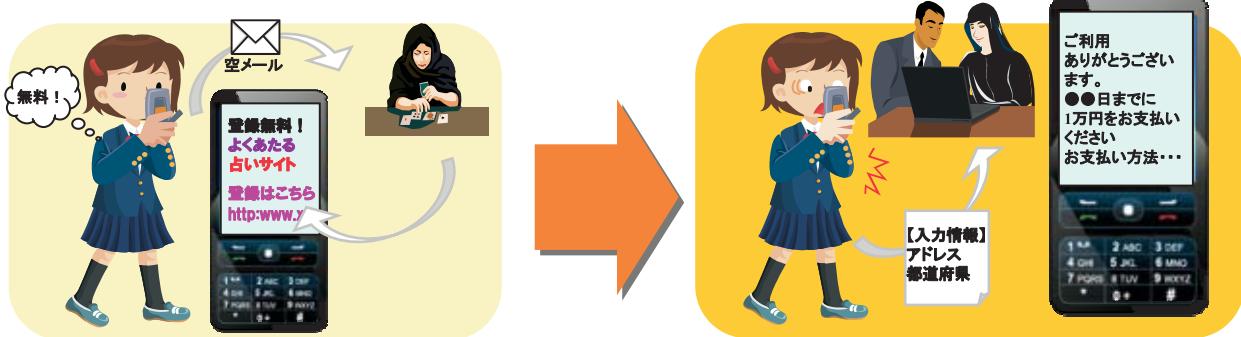
- 「無料」のオンラインゲームであっても、その多くは、一部有料のコンテンツやアイテムが含まれています。有料であることが分かりやすく表示されていない場合もあり、すべてが無料だと思い込んで購入しないようにしましょう。
- 保護者は、ゲームサイトの内容や利用規約を把握し、有料のサービスが含まれていないか、どのような場合に料金が発生するかを、子どもと一緒に確認しましょう。
- ゲームサイト等に登録するときは保護者に確認するなど、子どもと話し合って家庭のルールを作りましょう。
- トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するようにしましょう。

### 3-4 不当請求（ワンクリック請求など）

インターネットショッピングをめぐるトラブルと不当請求

芸能情報サイト、無料占いサイト、ゲームサイト、アニメサイト、携帯小説サイト、アダルトサイトなどにアクセスしたり登録したりするだけで、高額な料金を請求される詐欺が増えています。

多



中学2年生（女子）のAさんは、携帯電話でインターネットを閲覧していたところ、「無料の占いサイト」にたどり着きました。

いくつか試したところで、「今なら無料で登録ができます。こちらにメールを送ってください」という画面が表示されました。

Aさんが空メールを送信したところ、すぐに返信メールが届き、登録画面のURLが表示されました。

「無料だから」と安心して、ニックネームや携帯電話のメールアドレス、都道府県等の情報を入力して会員登録をしました。

すると、無料のはずのサイトから「ご利用ありがとうございます。〇〇日までに1万円をお支払いください」というメールが届き、怖くなってしまいました。

### (3-4) 事例の解説と気をつけること

インターネットショッピングをめぐるトラブルと不当請求

#### 【解説】

従来のワンクリック請求は、無料と表示されたアダルトサイトから突然高額な請求がくるという事例が多くたのですが、最近は、アダルトとは関係のないサイト上での請求や、意図せずにアダルトサイトや出会い系サイトに接続されて請求を受ける事例が増えています。

平成21年度上半期で、全国の消費生活センター・国民生活センターに寄せられたワンクリック請求の相談は、1ヶ月で3,000件に上っています。

（出典）手口が多様化・巧妙化しているワンクリック請求（平成21年12月：消費庁）

#### 気をつけること

- アダルトサイト・出会い系サイトに興味本位でアクセスしてはいけません。占い、ゲーム、アニメ、携帯小説などのサイトからアダルトサイトにつながることもあります。また、送信者や内容に心当たりがないメールは、本文をクリックするとそれらのサイトにつながることがあるので注意しましょう。
- 利用料金を請求されても、そもそも契約が成立していない場合が多いため、言われるままに支払わないようにしましょう（保護者が同意していない、子ども（未成年）の小遣いの範囲を超えた契約は取り消しすることができます）。
- 「ご登録ありがとうございます」などと表示されたりメールが届いたりしても、慌てて業者へ連絡を取ることは、相手に個人情報を知らせることになるので大変危険です。
- トラブルにあった場合は、一人で悩まずに保護者や教師など周りの大人に相談するようにしましょう。

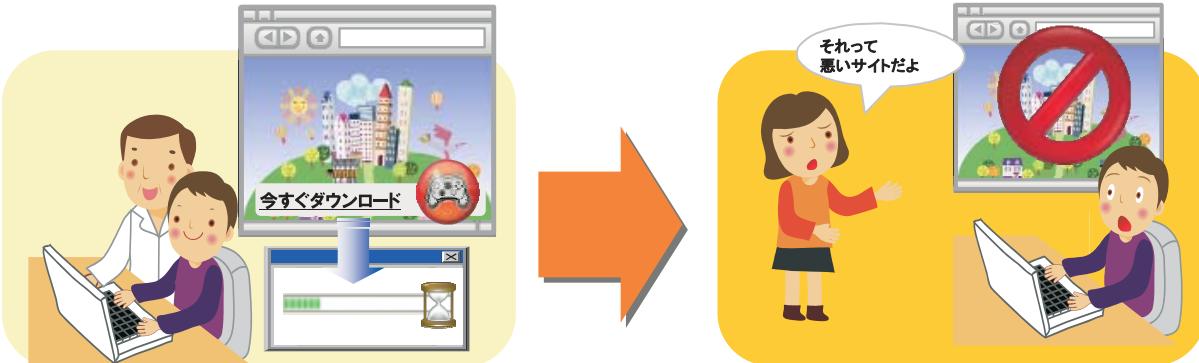
## 4-1 ゲームソフトの違法ダウンロード

著作権法等の違反

子どもたちに关心が高いゲームソフトがネット上に多数あります。しかし、著作権の侵害にあたるサイトも少なくありません。

保護者が知識不足から著作権を守っていないケースもあります。

多  
犯



ゲームが好きな小学5年生（男子）のAくんは、友だちがインターネットサイトからゲームをダウンロードしていることを聞きました。

自分でもやってみようと思いましたが、やり方が分からなかったため、お父さんに教えてもらいました。そのサイトはゲーム会社のサイトではありませんでしたが、たくさんのゲームがありました。

たくさんのゲームで遊べるようになったAくんは嬉しくなり、友だちにも教えてあげたところ、「それは悪いサイトなんだよ。」と言われ、とても驚きました。

お父さんに相談して調べてみると、そのサイトでダウンロードをすることも悪いことだと分かりました。

### (4-1) 事例の解説と気をつけること

著作権法等の違反

ゲームソフトの違法ダウンロードを無意識に行ってしまった事例

#### 【解説】

ゲームには著作権があります。著作物をインターネット上で不特定多数の人に配布することは著作権の侵害です。

著作権を侵害したサイトと知りながらダウンロードすることは、個人的に楽しむ目的であっても違法となります（平成22年1月 改正著作権法施行）。ゲーム会社の公式サイト以外でダウンロードができる場合は違法サイトですが、保護者でも意識せずに利用している場合があります。

調査によると、携帯ゲーム機ユーザーのうち、マジコン<sup>(注)</sup>や違法にダウンロードしたゲームソフトで、「遊んだことがある」「以前は遊んでいた」と回答した人は、全体の2割を超えています。

（出典）コンシューマーゲーム機に関する調査（平成22年2月：japan.internet.com）

(注) マジコン：テレビゲームや携帯型ゲーム向けのROMカートリッジのデータを他の記憶媒体にコピーするための機器。ゲームソフトなどのコピーデータを販売・配布することは違法とされる

#### 気をつけること

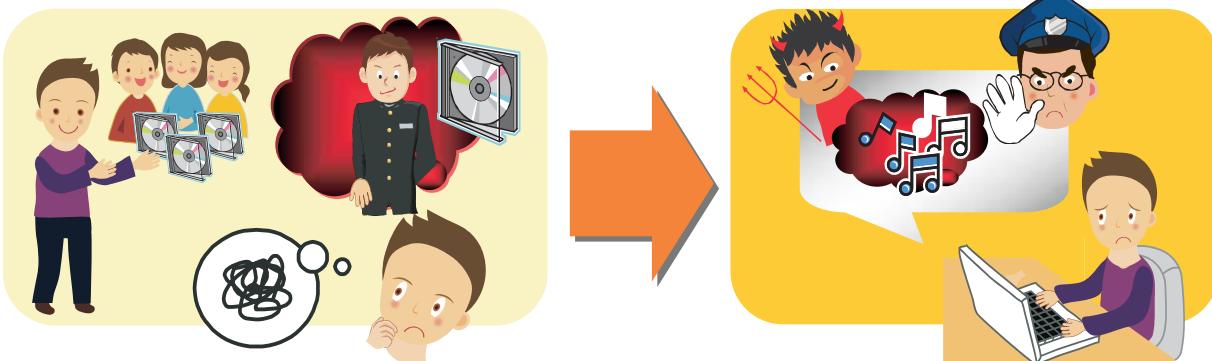
- 保護者や教師は、ゲームに著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響などを、子どもと一緒に考えるようになしましょう。  
(例えば、著作者に経済的な損失を与えることで作品の質が低下したり新製品の開発がしにくくなったりする、著作権の侵害に対して損害賠償等を請求される場合がある、など)
- 市販されているゲームが無料でダウンロードできるサイトは違法なサイトである可能性が高いことを認識しましょう。
- どのような行為が著作権の侵害にあたるかを理解しましょう。違法ダウンロードのほか、自分でコピーしたゲームソフトなどを友だちにあげるといった行為も著作権法違反となります。

## 4-2 楽曲の違法ダウンロードとコピーの配布

著作権法等の違反

CDをレンタルして、個人的に楽しむ範囲で音楽をコピーすることは問題ありませんが、大量にコピーし配布することは著作権の侵害にあたります。  
また、違法サイトと知った上でダウンロードした場合には、個人的に楽しむ範囲であっても違法です。

多  
犯



音楽が趣味の中学生1年生（男子）のAくんは、CDをレンタルして曲をコンピューターで集め、「ヒット曲集」として編集したものを友だちに配っていました。

ところが、だんだんとエスカレートして、友だちから「あの曲を焼いてこい」と命令されるようになってしまいました。

レンタルするお金に困ったAくんは、違法のダウンロードサイトで曲を集め、配るようになりました。

その結果、「あいつに頼めばどんな曲でも手に入る」といわれて便利に扱われるようになってしました。

### (4-2) 事例の解説と気をつけること

著作権法等の違反

著作権のある楽曲を違法ダウンロードしてしまう事例

#### 【解説】

音楽作品には著作権があります。レンタルCDをコピーし、友だちに配ることは著作権の侵害になり、違法になることを認識しましょう。（個人的に楽しむ範囲では許されていますが、大量の複製、販売、ネット送信は著作権侵害にあたります。）

違法ダウンロードは、著作権者であるアーティストに経済的な不利益を与えます。平成22年1月に改正著作権法が施行され、著作権を侵害したサイトと知りながらダウンロードすることは、個人的に楽しむ目的であっても違法となります。

#### 気をつけること

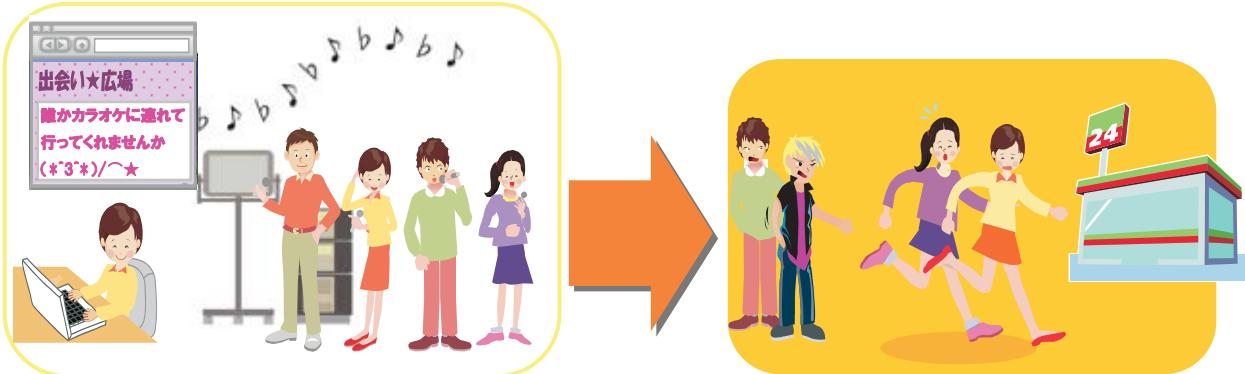
- 保護者や教師は、音楽作品に著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響などを、子どもと一緒に考えるようにしましょう。  
(例えば、著作者に経済的な損失を与えることで作品の質が低下したり新しい作品の制作がしくくなったりする、著作権の侵害に対して損害賠償等を請求される場合がある、など)
- どのような行為が著作権の侵害にあたるかを理解しましょう。違法ダウンロードのほか、自分でコピーしたCDなどを友だちに配るといった行為も著作権法違反となります。

## 5-1 出会い系サイトで知り合った人からの性的脅迫

誘い出しによる  
性的被害や暴行行為

軽い気持ちで出会い系サイトにアクセスし、見知らぬ人と実際に会った結果、脅迫や性的被害にあう恐れがあります。

深  
犯



中学2年生（女子）のAさんは、軽い気持ちで出会い系サイトに「誰かカラオケに連れて行ってくれませんか」と書き込みました。

すると、それに高校生の男子から返事があったので、Aさんの友だち何人かで、カラオケに行くことにしました。

カラオケで盛り上がったので、「お酒を飲ませてあげる」と言われて、ついていってしまいました。

すると、そこには怖い人がいて、「売春させるぞ」と脅されました。Aさんと友だちは、すきを見て逃げ出し、コンビニに駆け込みました。

### (5-1) 事例の解説と気をつけること

誘い出しによる  
性的被害や暴行行為

出会い系サイトをきっかけにしたトラブルの事例

#### 【解説】

平成20年12月に「出会い系サイト規制法」が改正され、出会い系サイト事業者への取締りが強化されたため、最近は出会い系サイトをきっかけに犯罪被害にあった児童生徒の数は減っています。

平成21年の出会い系サイト被害者のうち、82%（453人）が18歳未満の児童・生徒であり、このうち98%（447人）は、女子児童生徒でした。女子は、援助交際、暴行など取り返しのつかない事件に巻き込まれる可能性が高いので、特に注意が必要です。

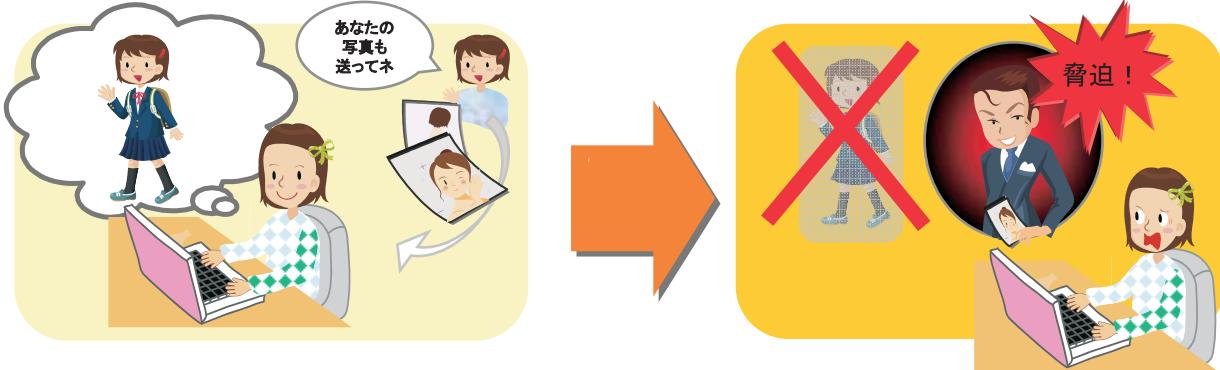
（出典）平成21年中のいわゆる出会い系のサイトに関係した事件の検挙状況について（平成22年2月：警察庁）

#### 気をつけること

- 出会い系サイト等で知り合った人がどんな人なのかは、メールなどのやり取りだけでは分かりません。子どもたちだけの判断で、見知らぬ人に実際に会うことは大変危険であることを理解しましょう。
- 出会い系サイトをきっかけとした犯罪の被害者は女性が多く、特に18歳未満の女子児童生徒が多い傾向にあります。見知らぬ人と実際に会ったために、性的犯罪など取り返しのつかない事件に巻き込まれる可能性があるため、特に注意しましょう。
- 子どもが使う携帯電話やパソコンには、アクセス制限サービス（フィルタリング機能）を活用し、子どもが安易に出会い系サイト等にアクセスできないようにしましょう。
- トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するようにしましょう。

最近は、「出会い系サイト」ではなく、フィルタリングにかかるSNSのようなコミュニティサイトやゲームサイトなどで知り合った人からの誘い出しや脅迫事件が多くなっています。これらのサイトが出会い系サイトのような売春目的に利用されることもあります。

多  
深  
犯



中学2年生（女子）のAさんは、SNSサイトで知り合った女子中学生とメル友になりました。メールのやり取りを続けるうちに、互いに友だちと写っている写真を見せあうようになりました。

ある日、メル友が体のことで悩んでいるからと、裸の写真を送って来て、Aさんにも裸の写真を送るように言ってきました。

最初は戸惑いましたが、相手を信用して送ってしまったところ、とたんに相手の態度が変わり、書うことをきかないとインターネット上に載せるぞ、と脅迫されるようになりました。

実際には、Aさんのメル友は女子中学生ではなく、成人男性でした。

## (5-2) 事例の解説と気をつけること

プロフやコミュニティサイトで知り合った人からの脅迫

### 【解説】

出会い系サイトだけでなく、プロフやコミュニティサイト、ゲームサイトでも、知り合った相手が実際にどんな人かはわかりません。知らない人に、安易に写真を送ったり直接会ったりすることは大変危険です。軽い気持ちでしたがことが、性的被害や暴行被害を受けるなど、取り返しのつかない大きな痛手となることがあります。

平成21年に全国の警察に摘発されたインターネットサイト関連の事件のうち、コミュニケーションサイトなど「非出会い系サイト」を利用して児童買春や強姦などの被害にあった18歳未満の男女は1,136人で、前年より4割強増えています。

（出典）平成21年中のいわゆる出会い系のサイトに関する事件の検挙状況について（平成22年2月：警察庁）

### 気をつけること

1. プロフやコミュニティサイト等で知り合った人がどんな人なのかは、メールなどのやり取りだけでは分かりません。子どもたちだけの判断で会ったり、個人情報等を教えたりすることは大変危険であることを理解しましょう。
2. 最近では、出会い系サイトよりもコミュニケーションサイトやゲームサイト等で知り合った人からの誘い出しや脅迫事件が多くなっています。有名なサイトだからといって安心してはいけません。
3. 子どもが使う携帯電話やパソコンには、アクセス制限サービス（フィルタリング機能）を活用し、子どもが安易に出会い系サイト等にアクセスできないようにしましょう。
4. トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するようにしましょう。

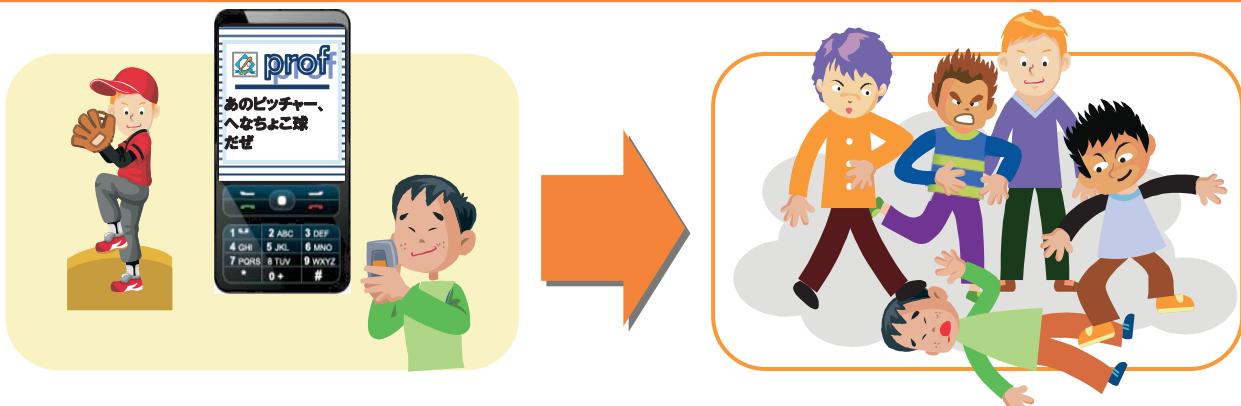
## 5-3 掲示板への投稿から個人情報を特定され暴力行為に発展

誘い出しによる  
性的被害や暴行行為

ブログやプロフへの書き込みがもとでトラブルが発生することもあります。

書き込みをされた人がその内容に怒って、書き込みをした人に暴行を加え、死亡させた事例もあります。

深  
犯



中学2年生（男子）のAくんは、野球部員。ライバル校との練習試合に負けてしまった腹いせで、掲示板にその学校のピッチャーの悪口を書いてしまいました。

ある日、Aくんが下校するとき、校門の前でライバル校の野球部員が待ち伏せしていました。

Aくんは、そのまま人があまり来ない公園に連れて行かれ、ライバル校の野球部員数人から暴行を受けました。

幸いなことに、たまたま通りかかった30代の男性が止めに入ったので、ライバル校の野球部員は逃げて、Aくんは助かることができました。

## (5-3) 事例の解説と気をつけること

誘い出しによる  
性的被害や暴行行為

掲示板への書き込みが暴力事件に発展した事例

### 【解説】

軽い気持ちで掲示板等に書き込んだ内容が、相手にとっては、とても傷ついたり、腹が立つ言葉に感じたりすることがあります。きっかけは些細なことであっても、大きな事件に発展してしまうことがあるので、書き込む内容には注意が必要です。

平成20年5月、プロフへの書き込みに腹を立て暴行したとして、東京都の少女（15歳＝中学3年生）ら少年少女7人が逮捕されました。また、同年7月、群馬県で男子生徒（15歳＝高校1年生）がプロフに書き込んだ内容に腹を立てた相手から暴行を受け、死亡しました。

### 気をつけること

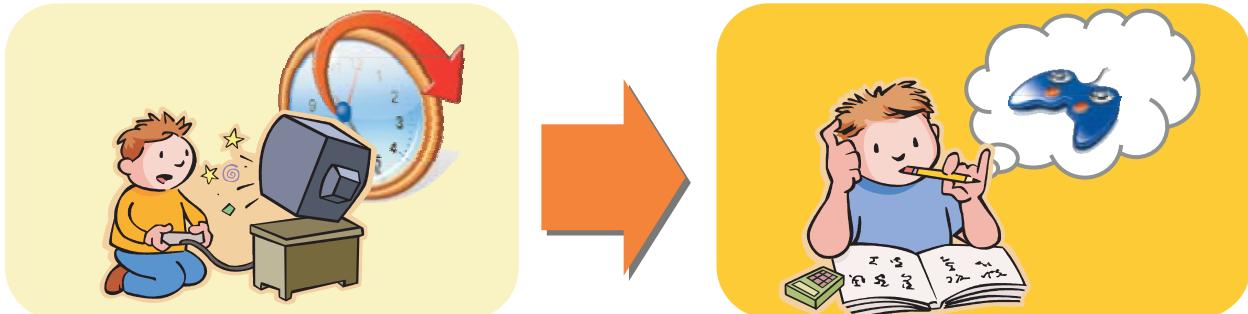
1. 軽い気持ちで書いた言葉が、相手をひどく傷つけたり、腹を立てさせてしまったりすることがあります。書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。
2. 文字によるコミュニケーションは、相手の身振りや表情が見えないので、対面のコミュニケーションと比較して、感情や真意が伝わりにくいことがあるので気をつけましょう。
3. インターネット上で発信した情報は、多くの人に瞬時に広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。また、インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。これらのインターネットの特性を理解して使いましょう。
4. 書き込みに腹が立ったとはいって、暴力に訴えるような行為はしてはいけません。暴力行為は法的に罰せられます。

## 6-1 ゲーム依存により日常生活に悪影響

ネット依存による健康被害

ゲームのやり過ぎによって、勉強、日常生活、人間関係、健康といった面に影響を及ぼすという事例が報告されています。

多  
深



小学校5年生（男子）のAくんは、オンラインゲームにはまっていて、夜中でも親に隠れてこっそりゲームで遊んでいます。

ゲームに参加しないと、仲間はずれにされるのではないかと心配で、途中でやめられなくなっています。

Aくんは、睡眠不足が続いているため、勉強する気が起きなくなってしまい、学校の授業に集中できなくなっています。

### (6-1) 事例の解説と気をつけること

ネット依存による健康被害

ゲーム依存になり、日常生活に悪影響が出た事例

#### 【解説】

子どもが放課後や夜にゲームに熱中するあまり、学校の授業に集中できずに成績が低下したり、アイテムを購入するために多額のお金を使うなど、生活面での問題を引き起こすことがあります。

ゲーム依存による心身の症状やその原因、治療法などについて精神科医、脳科学者等が研究しています。臨床結果からゲーム依存による、睡眠不足、視力の低下、気力の低下などが挙げられています。

#### 気をつけること

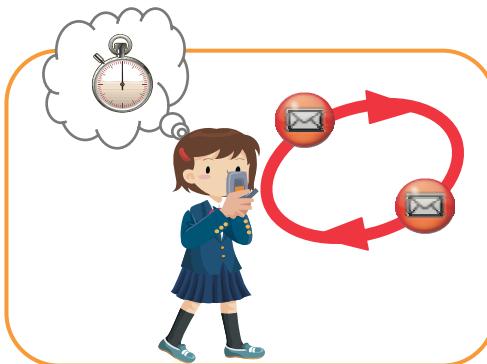
1. ゲームのやり過ぎは、睡眠不足や視力の低下につながるだけでなく、何もやる気にならない、家から出られない（ひきこもり）など、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす危険性があることを知りましょう。
2. 1日のうちゲームをしてもよい時間を決める、ゲームは宿題をした後にするなど、ゲームに関する家庭のルールを話し合って決め、それを守るようにしましょう。
3. ゲームのやり過ぎには十分注意し、時にはゲーム仲間に上手に「No」と言えるようにしましょう。
4. 保護者は、子どもの身体や生活習慣の変化を日々確認し、ゲーム依存の兆候に早めに気付くようにしましょう。

## 6-2 ケータイ依存により情緒不安定に

ネット依存による健康被害

携帯電話をそばに置いていないと不安になったり、メールができないと情緒不安定に陥ったりするなど、携帯電話への依存は日常生活に支障をきたします。

多  
深



中学2年生（女子）のAさんは、いつも携帯電話を手元に置いてメールをしています。

食事中でも、何通もメールが届くので、なかなか食べ終わらせません。また、家族旅行でも、電波の届かないところには行きたがらないなど、メールをすることをよりも優先してしまいます。

最近は、誰かとメールをしていないと孤独感を感じ、友だちからのメールの返信が少しでも遅れると不安になるなど、情緒不安定になってしましました。

今ではメールでのコミュニケーションが中心になってしまい、友だちと直接会って話すことが苦手になってしまいました。

### (6-2) 事例の解説と気をつけること

ネット依存による健康被害

ケータイ依存になり情緒不安定になった事例

#### 【解説】

携帯メールの頻度は、中学2年生では1日に30件以上送受信する生徒が3分の1以上を占めています。

（出典）子どもの携帯電話等の利用に関する調査（平成21年2月；文部科学省）

一部の児童生徒の間では返信が遅れることがマナー違反とされ、相手を傷つけたり、嫌われたりするのではないかと不安に感じる子どもも少なくありません。「モバイル社会白書2007」によると、返信に30分かかると約8割の子どもが遅いと感じ、約6割は10分でも遅い感じています。

メールという文字のコミュニケーションに偏ると、対面のコミュニケーションで自分の気持ちを伝えづらくなります。

（出典）モバイル社会白書2007（平成19年7月；NTTドコモ モバイル社会研究所）

#### 気をつけること

1. ケータイ依存になると、感情をコントロールできなくなり、攻撃的になりやすいといった、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす危険性があることを知りましょう。
2. 食事中は携帯電話を使わない、自分の部屋に携帯電話を持ち込まない、夜9時以降は使わないなど、家庭のルールを話し合って決め、それを守るようにしましょう。
3. 家庭で決めたルールは友だちにも伝え、すぐにメールを返信できないこともあることを理解してもらいましょう。
4. 保護者は、携帯電話の料金請求書に記載されているパケット通信量を見て、携帯電話の利用が急に増えているかなどを確認してみましょう。

## 7-1 児童生徒に危害を加えるという犯行予告

犯行予告等

インターネット上に犯行を予告する書き込みは、たとえいたずらであっても、地域の人々や学校、会社の業務などに大きな混乱を与えます。

深  
犯



インターネットの掲示板に、ある地域の小学生に危害を加えるという書き込みが、日時指定がありました。

そのため、学校は、その日は子どもだけで外出しないように呼びかけたり、登下校時に職員が通学路に立って安全を確保しましたが、実際には、事件は起きました。

ところが、その書き込みを見た小学生が、それをまねて、別の地域の小学生を危害を加えるという書き込みをしました。

さらに、それを見た別の人人が、他の小学生に暴行を加えるという書き込みをして、書き込みが広がり、大きな問題となりました。

### (7-1) 事例の解説と気をつけること

犯行予告等

犯行予告により多くの人が迷惑をこうむった事例

#### 【解説】

犯行を予告するような書き込みがされると、予告された場所を隅々まで調べたり、警戒要員を増やしたり、通行人を避難させたり、多くの人々に混乱を与えます。犯行予告の書き込み行為は、業務妨害や脅迫などの罪になることがあります。

平成20年6月の秋葉原無差別殺傷事件の後に、児童生徒による犯行予告が急増しました。たとえ、ふざけたり、まねをした結果であっても、犯行予告は多くの人に迷惑をかけることになります。  
(福岡県の女子中学生(13歳)、長野県の男子高校生(16歳)、北海道の男子高校生(17歳)、新潟県の男子中学生(13歳)、福岡県の女子小学生(4年)、静岡県の男子高校生(1年)などが次々と連鎖反応のように犯行予告をしました。)

#### 気をつけること

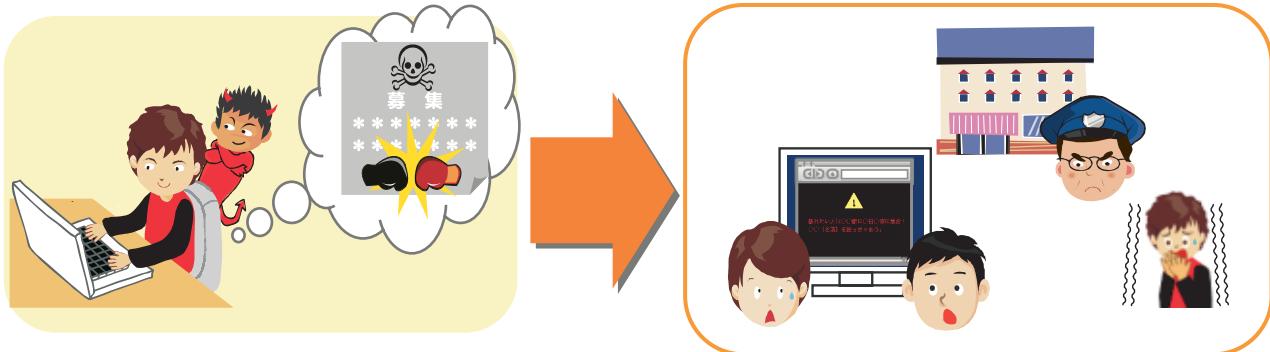
1. 軽い気持ちやいたずら心であっても、犯行を予告する書き込みをすると、多くの人に迷惑をかけます。実際にするつもりがなくても、他の人のまねをしただけでも、罪に問われることがあります。
2. インターネット上で発信した情報は、多くの人に瞬時に広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。また、インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
3. 自分の身近な地域で、犯行を予告するような書き込みを見つけた場合は、保護者や教師など周りの大人に連絡するようにしましょう。
4. 書き込みをする者も大きなストレスを抱えていることがあります。保護者や教師は、日頃から子どもが身近な大人に相談しやすい環境づくりに努めましょう。

## 7-2 掲示板で特定の個人に嫌がらせ

犯行予告等

「嫌がらせをしよう」などの呼びかけを掲示板に書き込むことは、実際にはするつもりがなくても、相手を傷つけたり、多くの人に迷惑をかけたりします。

深  
犯



中学2年生（男子）のAくんは、いたずら心からインターネットの掲示板に「暴れたい人は○○駅に○日○時に集合！ ○○（名前）を殴っちゃおう」と書き込みました。

それについて、何件か盛り上げようとする書き込みがされましたら、実際には実行しませんでした。

しかし、その掲示板を見た先生が警察に通報し、警察が犯行防止のために周辺を1日中パトロールしたり、学校でも全校集会で議題に取り上げられたりと、大きな問題に発展してしまいました。

Aくんは、軽い気持ちで書き込んでしまったことをとても後悔しました。

## (7-2) 事例の解説と気をつけること

犯行予告等

掲示板へのいたずらの書き込みにより多くの人が迷惑をこうむった事例

### 【解説】

実際にするつもりではなくても、安易に掲示板などに人に「危害を加える」といった書き込みをすることは、犯罪となることがあります。

このような書き込みについては、いつ、どこからインターネットに接続したかを調べて、書き込みをした人を特定することができます。

また、軽い気持ちやいたずら心で書き込んだことでも、相手を深く傷つけることがあることう理解しましょう。

### 気をつけること

1. 軽い気持ちやいたずら心であっても、人に危害を加えるといった書き込みをすると、相手を深く傷つけます。実際にするつもりがなくても、書き込みをするだけで、罪に問われることがあります。
2. インターネット上で発信した情報は、多くの人に瞬時に広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。また、インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
3. インターネット上で、人に「危害を加える」といった書き込みを見つけた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡するようにしましょう。
4. 書き込みをする者も人間関係の不安などを抱えていることがあります。保護者や教師は、日頃からコミュニケーションを密にして、子どもの心の変化を早く察知するよう努めましょう。

## 本書作成にご協力いただいた方々からのメッセージ

子どもたちを取り巻くケータイのトラブルは、近年ますます拡大し多様化しています。そのような危機的な状況の中で、大人の責任として大切なことは、子どもたちにケータイに関わる危機管理能力を育てることです。

このトラブル事例集は、そのためにたくさんの優れた教材を提供してくれます。ぜひともご活用いただき、安心・安全なケータイ環境を構築してくださることを祈っています。

田中 博之（早稲田大学大学院 教職研究科 教授）

小学校の教員として、ネットのトラブルで子供たちを被害者にも加害者にもさせたくないという思いでいっぱいです。

この事例集には実際の事例と対策が多数掲載されているので、受講する方にとってはリアリティがあり、より危機感をもってもらえると思います。ぜひご活用ください。

野間 俊彦（東京都北区立西ヶ原小学校 副校長）

警察庁の広報資料によると、平成21年中の出会い系サイト等の事件の統計データでは、出会い系サイト以外の検挙件数が、出会い系サイトを追い抜き、被害児童数では、出会い系サイトの2.5倍になっており、今後この傾向が続くことが想定されます。

一刻も早く児童生徒へのリテラシー教育が必要だと感じています。

番場 章富（マルチメディア振興センター  
プロジェクト企画部 担当部長）

今や、子どもネット利用を、大人が管理・統制したり監視することには限界があります。まずは大人がネットの現状を正しく把握し、安全で快適な利用を子どもに促す教育が不可欠です。

また、「ネットの自浄作用」を機能させるためにも、「ネットを利用している子ども達」を認め、褒めることも必要だと思います。

豊田 充崇（和歌山大学 教育学部 准教授）

教師にとってネットトラブルの対応は、これまでの学校のあり方や教師のあり方の間隙をつく対応です。社会技法や社会規範だけでなく、ネットワークの教育的理解や情報社会の理解が、子どもを育てる立場にある人にとって必要です。

ネットに関係ない大人がいても、子どもでネットに関わらない人は一人もいないことを念頭にすべきです。

三橋 秋彦（東京都墨田区立豊川中学校）

情報モラル教育の一翼を担う立場から見て、ここに挙げられた事例は他人ごとではない、自分にも起こりうるのだという「用心する気持ち」を持って学び続けてほしいと願います。

そして人がインターネットや携帯電話を使うのですから、そこには社会のルールがあり、人としての思いやりを置き去りにしないでほしいと思います。

森井 美穂子（インターネット利用アドバイザー）

（敬称略；所属・役職は平成22年3月現在のもの）

## 平成21年度総務省調査研究「子どもを取り巻くインターネットの現状に関する調査研究」

### 発 行

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課  
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

### 調査・制作請負

NTTレゾナント株式会社  
ビジネスプラットフォーム事業部 リサーチ部門  
〒108-0023 東京都港区芝浦3-4-1

保護者と子どもが  
一緒に誓う

# 7つの約束

保護者が、子どもをネット危機から守るために7つの約束

## 1.大人も子どももルールやマナーを守ります

大人もインターネットと携帯電話の活用に関するルールやマナーを  
守ります。

## 2.ネットで知り合った人とは会いません

子どもには、ネットで知り合った人と会わせないようにします。

## 3.家庭のルールを作ります

子どもと一緒に、安全なネットライフのための家庭のルールを作  
り、守ります。

## 4.いじめはしません、見逃しません

ケータイいじめは絶対にさせません、見逃しません。

## 5.トラブルは大人に相談します

インターネットや携帯電話のトラブルは、一人で悩まないで大人に  
相談するように日頃から話しておきます。

## 6.加害者にも被害者にもなりません

子どもをネット上の加害者にも被害者にもしないように、家庭での  
予防教育に力を注ぎます。

## 7.大人の携帯電話を勝手に使いません

子どもが大人の携帯電話を勝手に使わないように十分注意します。

出典：「安心インターネットライフ★ガイド」財団法人マルチメディア振興センター（e-ネットキャラバン事務局）